

口頭発表

【分科会 7】

「ふるさと住民」を増やすための方策

- 丹波市・宮津市の「ふるさと住民制度」の事例研究を通じて-

福知山公立大学杉岡ゼミ+

○田辺健太 (TANABE Kenta)・片桐彩花 (KATAGIRI Ayaka)・鹿山雄生 (SIKAYAMA Yusei)
関谷鮎菜 (SEKIYA Ayuna)・高田愛華 (TAKADA Aika)・中林一葉 (NAKABAYASI Ichijo)
藤井美羽 (FUJII Miu)・前田海翔 (MAEDA Kaito)
(福知山公立大学 地域経営学部 地域経営学科)

キーワード：関係人口、ふるさと住民登録制度

1. はじめに

地方においては、少子高齢化や若年層の都市流出により、人口減少と高齢化による担い手不足が進行している。今後の地域の様々な諸機能や文化を維持していくためには、多様な担い手の確保が求められる。そこで、近年注目されているのが「関係人口」である。政府は、2025年6月3日、「関係人口」を延べ1千万人にするなど有識者会議に示し、6月13日に閣議決定した。そして、そのための具体的策として、「ふるさと住民登録制度」の創設をし、登録者1千万人の登録を目指すとした。初代地方創生担当大臣を務め、この制度の創設に関わった石破茂前総理は、「関係人口を生かした都市と地方の支え合いを進める」と述べた(朝日新聞6月4日)。本稿では、「ふるさと住民登録制度」の現状と課題を整理し、2つの事例研究から、より効果的な制度設計にするための提言を行う。

2. 関係人口と「ふるさと住民」

2-1 概念と理論的背景

近年、全国的に居住地以外の地域と関わる機会が多様化している。それを踏まえ、移住による「定住人口」でも、観光による「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」に着目した施策の重要性が高まっている(高橋2025)。中山(2022)は、関係人口を「交流人口とも定住人口とも異なる第三のカテゴリー」と位置づけ、地域との関わりが必ずしも移住や定住へ直結するものではないと指摘している。このことから、関係人口の創出は単に定住人口の増加を目的とするものではなく、地域と多様な形で関わる人々を増やし、持続的な地域とのつながりを構築する点に意義があることが分かる。そして、この関係人口を具現化する一つとして、近年「ふるさと住民」が注目されるに至った。

2-2 「ふるさと住民票制度」とは何か

政府から「ふるさと住民登録制度」が発表される以前に、類似する取り組みとして一般社団法人構想日本が2015年に開始した「ふるさと住民票制度」がある。これは、希望者が実施自治体に申請

し「ふるさと住民票」を取得することで、地域との継続的な関係を促進する制度である。この制度には、後に「ふるさと住民登録制度」を導入する丹波市も参加していた。しかし、2024年7月時点で実施自治体は12自治体、登録者数は約8,000人にとどまり、民間主導による制度としての限界が指摘されていた。

そのような実態も踏まえ、政府は2025年6月に「ふるさと住民登録制度」を正式に発表し、全国の自治体に制度導入を促す方針を打ち出した。これにより、民間主導から制度的支援を伴う公的枠組みへの転換が図られる目処が立った。本稿を取り上げる丹波市は2018年から「ふるさと住民票制度」を実施していたが、「ふるさと住民登録制度」へと拡張し、宮津市もその丹波市を参考に同制度を導入するに至った。

3. 「ふるさと住民登録制度」とは何か

繰り返しになるが、「ふるさと住民登録制度」とは、地方創生2.0の理念のもと、2025年6月に創設構想が打ち出された新制度である。従来の移住・定住促進から転じて、関係人口の可視化を掲げ、地域外に住みながら地域に関わる人々を「ふるさと住民」として登録できる点に特徴がある。ふるさと納税の拡張的制度と位置づけられることもあるが、寄付による支援だけでなく、情報受信・地域活動参加を通じた継続的な関わりを重視している。専用アプリや公式LINEで簡単に登録できる方式が導入され、登録者には自治体からイベント案内等の広報、公共施設の利用優遇、限定クーポンなどが提供される自治体もある。また、有償・無償の違いはあるものの、共通して地域との関係を深めるきっかけを提供している点に意義がある。従来の「ふるさと住民票制度」が住民票交付を伴う形式であったのに対し、「ふるさと住民登録制度」は登録と情報交流に重点を置いている点も特筆すべきであろう。

4. 事例研究

4-1 丹波市と宮津市における導入事例

本研究では、「ふるさと住民登録制度」の運用実

態を把握するため、先行事例である丹波市および宮津市を対象に参与観察及びヒアリング調査を行った。選定理由は、丹波市は関西地域で最初に制度を導入した自治体であり、宮津市は丹後地域において先駆的に実施自治体だからである。なお、近隣では、「ふるさと住民」とは謳っていないものの、綾部市では「あやべ特別市民制度」、福知山市では「いがいと！福知山ファンクラブ」など、独自の関係人口を増やす制度が展開されている。

筆者らはまず実際に丹波市のふるさと住民登録制度と宮津市の「MIYAZUTTO！」を登録・利用を行い、制度の利便性や登録者支援の仕組みについて参与観察を開始した。まず丹波市については2018年に、「ふるさと住民票制度」を創設し、その後「ふるさと住民登録制度」と一体化した。市内出身者や市外在住者、丹波市ファンなどと継続的につながりを深めることを目的としている。2024年3月末時点の登録者数は1,531人で、一定の成果を上げている。特徴として、登録者にはふるさと住民票やクーポン券の発行、パブリックコメントに参加といった様々な特典が用意されており、丹波市に関わるきっかけが生み出されている。また、公式ホームページでは登録者へのアンケート結果が公開されている。一方で、登録手続きがやや複雑であり、特典の受け取り・利用についても時間がかかるという点が課題として抽出できる。

宮津市は2025年に「ふるさと住民登録制度」を導入した。「MIYAZUTTO！」の名称で展開され、若者層を中心に関係人口を拡大することを目的としている。特徴としては、日本で最も普及しているLINEを活用したシステム設計になっていることである。利用者が多く、日常的に使用されているツールを通じた情報発信により、登録者が継続的に宮津市の情報に触れる機会が生まれている。また、登録から特典の受け取り、使用までLINE内で完結しているため、利便性が高い印象である。一方、特典の運用について対象外の登録者にもクーポンが表示されるなど、混乱を招くこともあった。

2つの自治体に共通する課題は、共に関係人口の創出は意識されているが、登録者同士の交流の機会がなく、繋がり作りの役割は果たせていないことが挙げられる。それぞれの自治体のホームページにおいて交流や、つながりを深めることを制度の趣旨としているが、現状は交流を促す仕組みにはなっていない。

4-2 宮津市の取組事例

筆者らは、宮津市の「MIYAZUTTO！」制度についての運用実態を把握するため、2025年10月17日に宮津市企画財政部移住定住・魅力発信課に対してヒアリング調査を実施した。導入経緯や課題、今後の展望などについて質問し、その内容を基に制度の特徴と課題を整理した。ヒアリングの結果、

宮津市は政府の言う「ふるさと住民登録制度」とは異なる独自の制度として「MIYAZUTTO！」を位置づけていることが明らかとなった。宮津市では、就職や進学で若者が離れ、地元とのつながりの希薄化が課題となっている。そこで、情報発信を通じて離れた人々との接点を維持する目的として制度が導入されたという。期待される効果として、Uターン・移住の促進を長期的な目標としつつ、まずは関係人口の入り口として情報接点を保ち続けることを重視している。一方、課題点としては、すでに転出した若年層は地域との接点が乏しいことと、市役所内での持続的な運営体制が十分に確立されていないこと、の二点が挙げられた。

なお、丹波市については今後ヒアリング調査を実施する。

5. おわりに

本稿では、「ふるさと住民登録制度」を導入している丹波市および宮津市を対象に本制度の現状と課題について考察した。ヒアリング調査の結果、既に地域を離れた人への効果的なアプローチ方法が確立されていないこと、また登録者同士の交流機会やつながりの不足といった課題が明らかとなった。本研究で明らかとなった課題を踏まえ、今後は各自治体の制度運用の比較を通じて、関係人口の拡大に資する「ふるさと住民」制度のあり方について引き続き調査研究を継続して参りたい。

参考文献

- (1) 朝日新聞 「関係人口」登録を10年後に1千万人に政府、地方創生で数値目標
<https://www.asahi.com/articles/AST633TV1T63UTFK00NM.html?msockid=o248a41c90e63d526269899c8746249>
(閲覧日：2025/10/17)
- (2) 総務省「関係人口・ふるさと住民」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kankei_jinkou.html (閲覧日：2025/10/17)
- (3) 総務省「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書－「関係人口」の創出に向けて－」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000568242.pdf (閲覧日：2025/10/17)
- (4) 総務省「ふるさと住民登録制度」に係る閣議決定
https://www.soumu.go.jp/main_content/001015288.pdf (閲覧日：2025/10/17)
- (5) 総務省「地域への新しい入口二地域居住・関係人口ポータルサイト関係人口とは」
https://www.soumu.go.jp/kankei_jinkou/about/index.html (閲覧日：2025/10/17)
- (6) 高橋博之 (2025)『関係人口 都市と地方を同時並行で生きる』光文社新書
- (7) 中山健一郎 (2022)「関係人口の創出プロセスの研究(1)」『札幌大学総合論叢』第53号、pp.1-12.
- (8) 「ふるさと住民票®」オフィシャルサイト
<https://relevantly.work/> (閲覧日：2025/10/17)
- (9) 宮津市ホームページ. 宮津ふるさと市民制度「MIYAZUTTO！」
<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/142/24813.html> (閲覧日：2025/10/17)

京友禅の需要喚起策

団体名：伝統産業研究グループ

○中村 陸人 (Nakamura Rikuto)・石角 尚也 (Ishizumi Naoya)・我藤 佑樹 (Goto Yuki)・矢部 蒼大 (Yabe Sota)・宇恵 義友 (Ue Yoshitomo)・岡平 千輝 (Okahira Kazuki)・岩野 友凜 (Iwano Yuri)
(京都産業大学経済学部経済学科)

キーワード：本友禅、義務体験、性別

1. はじめに

京友禅は、京都に根ざした伝統的な染織技法で、江戸時代から続く日本の重要な文化遺産であり、その独自の技法と美しさから多くの人々に愛されてきた。しかし、現代社会においては、着物を着る機会が減少しており、京友禅は生産量の著しい減少という深刻な課題に直面し、伝統技術の存続が危ぶまれている。また、生産者の高齢化や後継者不足も、京友禅の生産量を減少させる一因となっている。本論文では、京友禅の現状を分析し、この伝統工芸を持続可能な形で維持するための対策を考察する。

1.1 京友禅とは

友禅とは、江戸時代に宮崎友禅斎によって考案された染織技法であり、現在では「本友禅」「型友禅」「デジタル染」「機械捺染」といった多様な染色方法が存在する。「本友禅」は一品一品を手描きで仕上げるため、同じものを大量に作ることが難しく、約 20 もの工程を経て繊細な色使いや文様が表現される。一方、「型友禅」は明治時代に廣瀬治助によって発明され、型紙と色糊を用いて模様を写し取ることで大量生産が可能となった。「デジタル染め」はインクジェットプリンターを用いてグラフィックデザインを直接生地に印刷する技術で、現在では振袖の約 66% を占める主流な方法となっている。「機械捺染」は機械によって均一に模様を染める技法で、継ぎ目のない美しい仕上がりが特徴である。

これらの友禅技術の中でも、「京友禅」「加賀友禅」「江戸友禅」は日本三大友禅とされており、なかでも京友禅は最も古い歴史を持つ。京友禅は、金糸銀糸を用いた刺繡や金箔を施した絞りによる華やかさが特徴であり、「花鳥風月」や「有職文様」などの伝統的な意匠を取り入れた絵柄が多く見られる。また、絵柄を内側から外側に向かって薄くする「ぼかし」の技法も京友禅ならではの美しさを生み出している。

1.2 現状と課題

京友禅協同組合連合会が令和 5 年度に行った調査結果を見ると、総生産量は 245,081 反であり、前年度と比較すると 87.9% であった。ここ 10 年間

を見ても、対前年比で増加したのは平成 30 年度と令和 4 年度のみである。長期的に減少傾向にあり最盛期の昭和 46 年度 (16,524,684 反) の 1.5% にまで減少している。京友禅共同組合連合会は、減少傾向にある原因として、「生活様式の変化や価値観の多様化、少子高齢化による人口減少など」と述べている。

1.3 京友禅の需要喚起のための既存制作

京友禅の需要喚起のために既に実施されている政策は以下の通りである

1) 地下鉄烏丸線新型車両における伝統文化の取り入れ

地下鉄烏丸線の新型車両には、京都の伝統的な染織技法である京友禅の柄が取り入れられている。このデザインは、京都の伝統文化を現代に継承し、市民や観光客にその魅力を伝える役割を果たしている。新型車両に京友禅の柄を取り入れることは、地域の文化の継承と発展に寄与し、乗客に魅力的な体験を提供する取り組みである。

2) 京都のモノがたりプロジェクト

京都市が実施している「京都のモノがたりプロジェクト」は、「伝統産業」と「絵本」に共通する、「過去から未来へ、物語を伝える」ということに焦点を当て、絵本の「物語」を伝統工芸の制作体験を通して味わってもらうとともに、制作した作品を日々の生活の中で大切に使用することで、新たな「モノがたり」を紡いでもらうことを目的とした「ものづくり都市・京都」だからこそ展開できる企画である。親子で伝統産業に触れる機会の創出、そして伝統産業品に愛着をもつてもらい、次の世代へと受け継がれていくことが期待される。

3) 京都友禅協同組合が共催している京友禅競技大会

京都の伝統的な染織技術である京友禅の技術向上と普及を目的として開催されている。この大会は、単に技術の競い合いにとどまらず、参加者が自らの創造性を發揮し、新たなデザインを提案す

る場ともなっている。若手の技術者たちは自身のスキルを磨く機会を得ることで、伝統技術の継承と発展にも寄与している。この総合展では、全国から集まる職人たちの最新の作品が一堂に会し、訪れる人々に京友禅の魅力を直接体験していただける貴重な機会を提供している。

2. 調査内容

京友禅の需要喚起策を検討するために、近畿地方に居住する男女 150 名に、京友禅の購入回数、世帯年収、金融資産保有額、京友禅体験の有無などに関するアンケートを実施した。そして収集されたデータを用いて回帰分析を行い、京友禅の購入にどのような要因が関わっているのかを考察した。

被説明変数に「京友禅の購入回数が 2 回以上であれば 1, そうでなければ 0 となる変数」を用い、説明変数には「性別」「世帯年収」「金融資産保有額」「学校や職場における義務的な京友禅体験の有無」「居住地域」で分析を行った。

その結果、性別、世帯年収、義務的な体験の係数が統計的に有意な影響を示した。具体的には、男性と比較して女性の方が京友禅を購入する傾向があることが分かった。また、世帯年収 700 万円以上の人々は、300 万円未満の人々に比べて、京友禅を購入する傾向にあることが分かった。さらに、学校や職場における義務的な京友禅体験がある人は、そうでない人に比べて、京友禅を購入する傾向にあることが分かった。

一方、金融資産保有額や居住地域（大阪府をベースとする、奈良県・兵庫県・三重県・和歌山県・滋賀県・京都府）については、有意な影響は確認されなかった。京都府在住であれば、他の地域に比べて京友禅を購入しているのではないかと予想していたが、そうではなかったことから、地元であっても京友禅に必ずしも関心があるというわけではないことが分かった。

3. 政策提言

本研究の結果から、京友禅に対する関心や購入意欲には「学校や職場などの義務的な体験学習」が統計的に有意な正の影響を与えていていることが明らかとなった。このことから、若年層のうちに京友禅に触れる機会を増やすことが、将来的な文化継承や市場拡大につながると考えられる。

① 学校教育を通じた体験機会の拡充

教育段階における体験が有意であるという結果を踏まえ、地域の小中学校と京友禅事業者・職人との連携プログラムを拡充することが有効である。

「総合的な学習の時間」への組み込みに関して、

文部科学省の学習指導要領では、小中学校で「総合的な学習の時間(総合学習)」が設けられており、地域・文化・キャリア教育を扱うことが明記されている。自治体や教育委員会が「地域文化学習プログラム」として京友禅体験をこの枠に正式に位置づけることで、教科の時間を圧迫せずに実施できる。たとえば：小学校では「地域の伝統文化を知ろう」単元の一環として職人訪問・模様染め体験を行う中学校では「地域の産業と環境」単元の中で京友禅と観光・経済を結びつけて学ぶといった形で、既存の教育目標と整合性を持たせられる。

4. まとめ

本研究では京友禅の現状を分析し、京都を代表する伝統工芸品を持続可能な形で未来へ残していくために、アンケート調査を行い、回帰分析を通じて、政策提言を行った。回帰分析の結果から、京友禅の購買意欲には性別・世帯年収・義務体験の有無といったこれら 3 つの要素が大きく関わっていることが分かった。また、金融資産保有額・居住地域の 2 つの要素に関しては、購買意欲に直接的な関わりは見られなかった。結果をもとに、京友禅を知ってもらうことを目的とした政策提言を考える。

参考文献

- (1) 京友禅協同組合 (2024) 「京友禅京小紋生産量調査報告書」[令和5年度生産量調査報告書.pdf](#) 2024 年 11 月閲覧
- (2) 京友禅振興協議会 (2015) 「京友禅技法の紹介」[京友禅技法の紹介 | 京友禅振興協議会](#) 2024 年 11 月閲覧
- (3) 京都市 (2025) 「『おもいやりエリア』の伝統産業素材の展示」[京都市交通局:「おもいやりエリア」の伝統産業素材の展示（第1編成）](#) 2025 年 4 月閲覧
- (4) 京都市 (2024) 「『京都のモノがたりプロジェクト』の実施」[京都市:「京都のモノがたりプロジェクト」の実施](#) 2024 年 11 月閲覧
- (5) 文部科学省 (2017) 「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総合的な学習の時間編」[【総合的な学習の時間編】小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説](#) 2025 年 10 月閲覧

若年層における就職先選択決定要因に関する研究

福知山公立大学 木村ゼミ A 班

○三木 日菜子 (Hinako MIKI) • 田村 洋平 (Yohei TAMURA) •

一色 紗那 (Sana ISSHIKI)

(福知山公立大学 地域経営学部 地域経営学科)

キーワード：人口減少、就職意向、移住・定住

1. はじめに

日本の人口は 2008 年の約 1 億 2808 万人をピークに減少し続けており、国立社会保障・人口問題研究所によると 2050 年には 1 億 468 万人になると推測されている。日本全体としては人口減少が進む一方で、東京圏は 2024 年に 13 万 5843 人の転入超過を記録している。東京圏への一極集中は長期的に続いている、地方圏からの転出超過が深刻な問題となっている。

京都府においても例外ではなく、京都府北部に位置する中丹地域でも、転出超過等による人口減少が深刻な課題となっている。特に、近年は転出超過が続いていることから、中丹地域の人口は急激に減少している。この現状を踏まえると、なお一層の移住・定住政策の推進が求められる。

森尾ら (2008) は、「社会増加要因の根元である地域間の人口移動については、ある程度の部分を『進学』『就職』『結婚』『転勤』『定年退職』などの人々のライフステージに関連づけて捉えることができる」と述べており、各ライフステージに応じた U ターン・I ターン促進政策を展開することの必要性を示している。また、「地方圏から大都市圏への人口移動で最も多いのは 20~24 歳の階級で進学や就職の時期である」とも述べている。

この先行研究から、中丹地域の転出超過は正には各ライフステージに応じた U ターン・I ターン促進政策を展開することが不可欠であり、人口移動が最も多い就職時に注目すべきだと判断した。しかし、同文献では具体的な政策や就職先所在地の決定要因までは示されていない。

そこで本研究は、大学生が就職活動において就職先の所在地や立地条件をどのように認識しているか、また出身地や移住経験がその選択にどう影響するかを明らかにし、中丹地域の転出超過は正に資する政策的示唆を得ることを目的とする。

2. 調査内容

2.1 概要

本研究では、大学生の就職活動における就職先の地理的条件に対する認識および、出身地や移住経験が就職意向に与える影響を検討することを目的とし、アンケート調査を実施した。このアンケートは、2025 年 7 月 3 日から 8 月 1 日の期間で、

福知山公立大学生、龍谷大学生、京都産業大学生を対象に Google フォームを使用して実施し、分析を通じて傾向を把握した (n=457)。

次に、質的調査による補完的分析の観点から、より具体的な地元就職に対する考え方や就職活動における地理的要因を把握するため、アンケート調査に協力いただいた 6 名の方を対象にヒアリング調査を実施し、結果を分析した。

2.2 アンケート調査結果

「地元」の人口規模と「就職意向」についてのクロス集計では、強い相関関係が見られた。つまり、人口規模の大きい地元出身者は、大学卒業後に地元に戻って就職することを希望する一方、人口規模の小さい地元出身者は、地元に戻りたくないと考える傾向が確認された。

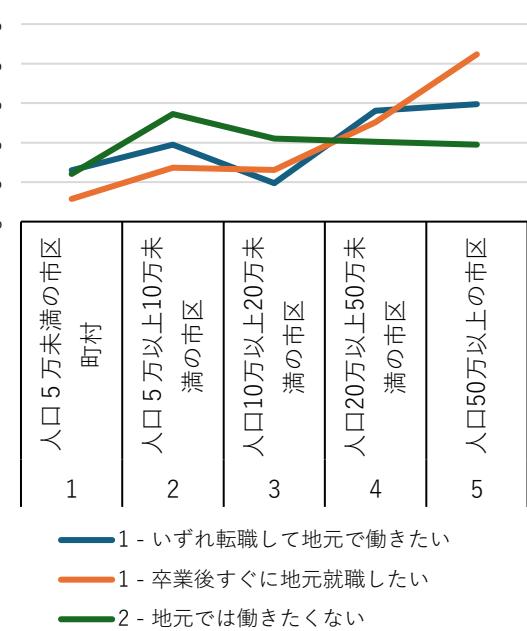


図 1 地元と就職意向の関係
(筆者ら作成)

「就職意向」と「就職地の決定要因」についての分析では「卒業後すぐに地元就職したい」「いざれ転職して地元で働きたい」の 2 項目を「地元志向」「地元では働きたくない」の項目を「非地元志向」としてクロス集計した結果、地元志向の学生は、就職地選択に際して実家や家族との距離を重視する傾向が確認された。一方、非地元志向の学

生は、立地条件や給与、仕事内容を重視する傾向が認められた。

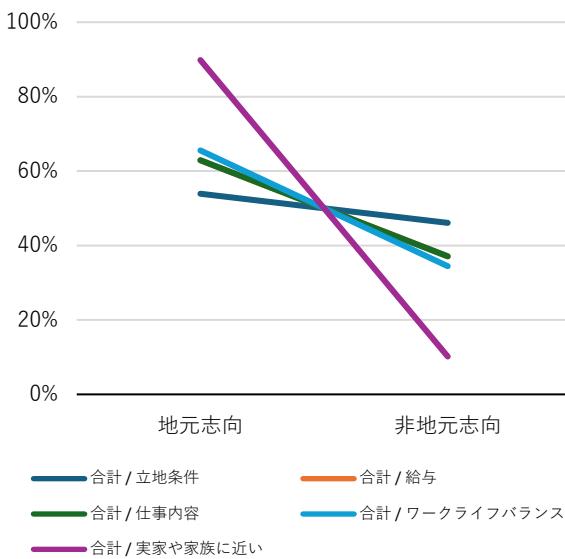


図2 就職意向と就職地決定要因の関係
(筆者ら作成)

ヒアリング調査は、アンケートでは把握しきれなかった「地元への恩返し」や「防災への配慮」など、個人の経験に根ざした定住志向が語られた。

アンケート調査とヒアリング調査の結果から、就職地を決定する考え方以下のように整理された。①地縁・地域貢献型：地元愛を基盤とし、地元での生活経験および都市生活に対する否定的認識から地元定着を志向するタイプ。②条件・安心重視型：生活利便性を重視し、都市近郊での安定志向を持つタイプ。③スローライフ・自己実現型：自己実現を重視し、都市部でも地方でもない中間的地域を希望するタイプ。特に、③スローライフ・自己実現型は、アンケート調査では確認されなかつたものであり、調査手法の違いを通じて新たな知見が得られたといえる。

3. 政策提言

本研究の調査結果から、大学生の就職地選択に関する価値観は一様ではなく、①地縁・地域貢献型、②条件・安心重視型、③スローライフ・自己実現型の3類型に整理できることが明らかとなった。したがって、中丹地域における若者層の定着促進には、すべての大学生に対して画一的なアプローチを行うのではなく、各類型の志向性に応じた政策展開が不可欠である。

まず、①地縁・地域貢献型は、地元とのつながりや恩返しの意識を強く持ち、定住意識も高い。このタイプに対しては、地域との関係性を再構築する施策が有効である。具体的には、地元出身学生を対象とした地域貢献型インターンシップやUターン奨励金制度の導入により、地元との接点を強化し、帰属意識を高めることが期待される。ま

た、地域内での起業支援や空き家活用による生活基盤の整備も、定住への後押しとなる。

次に、②条件・安心重視型は、通勤時間や生活利便性、職場環境などの条件面を重視し、地域へのこだわりは希薄である。中丹地域のような地方圏では、都市近郊並みの利便性や給与水準を短期的に整備することは困難であり、この層を積極的に引き込む政策の実現可能性は低いと考えられる。

一方で、③スローライフ・自己実現型は、都市のストレスや匿名性を避け、地域社会でのやりがいや住民との協働を重視する傾向がある。この層に対しては、地域でのプロジェクト型就業や、地域住民との協働による社会的活動の場を提供することが有効である。たとえば、地域課題の解決に取り組む地域共創型就職プログラムや、地域の魅力を発信するローカルメディア人材育成事業などが挙げられる。これにより、自己実現の場として中丹地域を選択する動機づけが可能となる。

よって、限られた資源を効率的に活用するためにも、①地縁・地域貢献型および③スローライフ・自己実現型に焦点を当てた政策展開が望ましい。

4. おわりに

本研究では、中丹地域の転出増加等による人口減少を是正するため、人口移動が多い20~24歳の階級に着目し、アンケート調査等を実施した。その結果、就職地選択に関する価値観は一様ではなく、各類型の志向性に応じた政策展開が不可欠であることから、「地縁・地域貢献型」と「スローライフ・自己実現型」に焦点を当て、「地域貢献型インターンシップ」や「地域共創型就職プログラム」といったニーズに合わせた政策を実施ことで中丹地域の人口減少を改善する一歩につながると考えられる。

また、一様でないニーズに合わせた政策を実施するために、より多くの学生にインタビュー調査を行うことや異なる世代へのアプローチによる研究を行うことが今後の課題となる。

参考文献

- (1) 統計局 HP <https://www.stat.go.jp/data/topics-topi1191.html> (2025年10月21日閲覧)
- (2) 国立社会保障・人口問題研究所 (2023) : 日本の将来推計人口、人口問題研究資料第347号
- (3) 統計局 HP <https://www.stat.go.jp/data/idou/2024np/jissu/youyaku/index.html> (2025年10月21日閲覧)
- (4) 森尾 敦、杉田 浩 (2008) : ライフステージに着目した地域間人口移動の変化分析と地域活性化政策の方向性、土木計画学研究、25巻、1号、pp.193-200.

外国人が働きやすい労働環境にするためには？

立命館大学島田ゼミ A チーム

○吉田 洋 (KO Yoshida)・大島 美怜 (MIREI Oshima)・北村 太樹 (TAIKI Kitamura)・竹内 新 (SHIN Takeuchi)・村木 心 (KOKORO Muraki)・李文静 (LI Wenjing)・賈明博 (JIA Mingbo)

(立命館大学経済学部経済学科)

キーワード：言語の壁、外国人労働者、労働環境

動機・背景

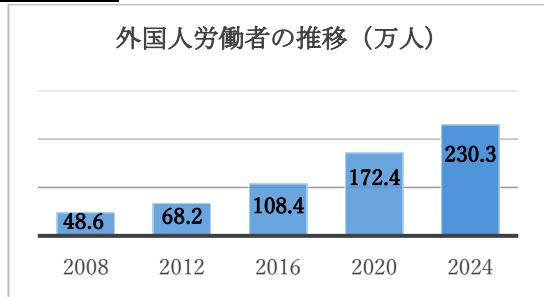


図1：厚生労働省(2024)「外国人雇用状況」の届出状況まとめより作成

図1より2008年には48.6万人だった外国人労働者数は2024年には230.3万人まで増加し、16年間で4.73倍に増加したことが分かる。外国人労働者数は現在も増加しており今後も増え続けることが考えられる。しかし、待遇については賃金や労働時間、労働環境などに関する多くの問題が残されている。本論ではそれらの問題の解決策を考察する。

現状

日本では外国人労働者の受け入れを拡大してきている。例として2019年に導入された特定技能制度での受け入れ枠を2024年度から2028年度まで約2.4倍へと拡大していることがあげられる。大きな理由として日本の少子高齢化による労働力人口の減少がある。総務省統計局(2025)によると現在の日本の人口は約1億2千万人であり、15歳未満人口は過去最低で65歳以上人口は過去最高となり少子高齢化が進んでいる。

これに伴うように2023年10月末、届出制度下での外国人就労者数は約200万人に上り、前年に比べて12.4%の増加を示している。それに加えて、外国人を雇用する事業所数も約31万所と過去最大を記録し、前年から6.7%の増加となっている。構成の方を見ると、「専門的・技術的分野」は約38.9%を占め、主要な在留資格のひとつとなっている。他方で、「技能実習」や「身分に基づく在留資格（永住者・定住者等）」も少数ながら一定のシェアを持っている。

また、2025年10月13日から20日に実施さ

れた、32名外国人留学生を対象としたGoogleフォームによるアンケートを実施した。その結果、約71.9%の留学生たちは日本で働きたいと回答した。一方、働きたいと回答した人が懸念する点として、75%が「外国人であることの差別や不利益」について不安を抱いている。また、言語の壁に対して不安があるという人は65.6%。これらの結果を踏まえ、職場での円滑な意思疎通ができるかどうかに強い不安を感じている人が多いと分かった。

課題

1つめの課題として、外国人労働者の受け入れ割合が業界によって異なり、日本人が選択しない業界を外国人労働者に担ってもらっているという点である。2025年10月13日から20日に実施された日本人大学生を対象としたGoogleフォームで「外国人労働者に何を期待するか」という問い合わせの私たちの調査によると、60人のうちの19人が労働力の追加や肉体労働といった日本人が好みにくい仕事を行うこと期待していることが分かった。

2つめの課題として劣悪な労働環境に外国人労働者がさらされているという点である。厚生労働省(2024)によると、監督指導を受けた10,378事業場のうち73.3%の7,602事業場で労働基準法違反が確認され、長時間労働や安全基準に反する環境で働いている。

外国人労働者に対してぞんざいに扱う日本人も多く、日本人と外国人の扱いの差が生まれていることが課題としてある。

問題意識

日本人にとって外国人の受け入れは日本人の人手不足を補う助け舟である。日本人に人気のない業界の担い手になってくれる外国人の存在は日本のすべての生活者にとってのメリットである。しかし、労働者である外国人と日本人の間には不平等がある。

図2より、約84%が言語、外国人との労働の壁であると回答した。

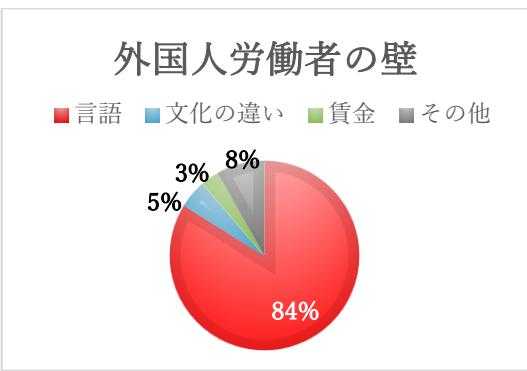


図2：日本人大学生へのアンケートより作成

日本語を母国語としない外国人には、言語の壁によって日本人との間に誤解や偏見が生じることを懸念したものだと推察する。これは日本人と外国人双方が抱く意識に根付く深刻な問題であり、外国人労働者の社会的、心理的孤立といった不安の要因となる。外国人労働者のための日本語教育の場や方法に工夫が必要ではないか。

また、日本語から情報を得ることや、日本語で発信することが困難である。母国と違う環境で難しい言語に囲まれた状況では、過酷な労働環境に歯向かう手段を持てない。

外国人労働者が職場で不利な立場になりにくくする現行の制度でない方策や、なった時の外国人への対策を考えるべきではないか。

問題解決の方向性

これまで、外国人労働者が置かれている現状と課題について説明した。これらの原因は、内閣府地方創生推進事務局「多文化共生社会の形成に向けた取り組み」(2023)から見ても政府方針として外国人材の地方定着を支援する体制整備を促進しているため、結果的に外国人が地方や過疎地域で地域経済を支える存在となっている。しかし、増加する労働者の待遇に対して対応が追いついていないのが現状である。地域社会との関係が薄く、労働環境の不備や不当待遇が可視化されにくい。また、言語・文化の壁により労働契約、ルール、権利に関する理解が不十分なままであったり、小規模や地方企業では、労働基準法の遵守意識の低さに対する監督機関の対応が遅かたりする。これまでどのように対処していったのか、実際の地方公共団体の取り組みから、その必要性について考察する。

具体的方策

まず、地域的・社会的要因に対し、例えば浜松市の「多文化共生総合相談ワンストップセンター」では生活、労働、在留資格、教育など、外国人の多様な課題に対応している。単なる問題解決だけでなく、日本語教室や交流イベントを通じて孤立を防ぐ「居場所」としても機能し、地域定着を促している。

また、大阪市では「多文化共生モデル地域」を指定し、エリア内で日本語教育、地域イベント連携、防災訓練などを集中的に実施している。行政だけでなく、地域住民、NPO、企業も巻き込み、エリア全体で共生環境を創出している。これにより、地域ぐるみで関係性を構築し、問題が見えにくくなる構造自体の改善を目指す。

これらの事例から、相談・交流・支援機能を集約した「中核的拠点」を整備し、地域全体を巻き込んだ「包括的な受入体制」を構築し、さらに外国人を「労働力」としてではなく「住民」として包摂する「仕組み」を作ることが、外国人の孤立を防ぎ、結果として労働環境の可視化と改善にも繋がる鍵であることがわかる。

次に、言語の壁に対し、佐賀県の「地域日本語教育スタートアッププログラム」では、地域に日本語教室を立ち上げ支援を行い、学習機会を広げている。また、大阪市では「多文化共生モデル地域」を設定し、日本語交流活動や「やさしい日本語」の導入を通じて、外国人と地域住民の相互理解を促進している。これらの事例は、行政が主導して日本語教育・文化交流・情報発信を一体的に行うことが、言語・文化の壁を解消する鍵であることを示している。

最後に監督・保護の不十分さについて、愛知労働局では多言語対応の「外国人労働者相談コーナー」を設置し、労働問題を早期に把握して是正につなげている。さらに、厚生労働省の「労働条件相談ほっとライン」では、外国語での夜間・休日相談を受け付け、全国的に支援体制を整えている。こうした事例は、多言語での相談窓口整備と行政機関連携の強化が、外国人労働者の保護に不可欠であることを示している。

参考文献

- 厚生労働省(2024)「外国人雇用状況」の届出状況まとめ
- 総務省統計局(2025)人口推計(2025年(令和7年)5月確定値、2025年(令和7年)10月概算値)
- 厚生労働省(2024)「全国の労働基準監督署等、令和5年の監督指導・送検の概要」
- 内閣府地方創生推進事務局(2023)「多文化共生社会の形成に向けた取り組み」
- 佐賀県(2024)「さが多文化共生推進アクション」
- 大阪市(2025)「大阪市多文化共生のまちづくり」
- 愛知労働局「外国人労働者相談コーナー」
(<https://share.google/JFVXEAKc7pi3s3U0n>) 最終閲覧日：2025年10月20日
- 厚生労働省「労働条件相談ほっとライン」
(<https://share.google/2eeuLAj0HjcPES5k>) 最終閲覧日：2025年10月20日

6次産業化による農家の所得向上に向けて -滋賀県の事例から-

岩松ゼミ 6次産業化チーム

○中村圭佑 (Keisuke NAKAMURA)・岩崎祐人 (Yuto IWASAKI)

・大森悠史 (Yuji OMORI)・森川綾子 (Ayako MORIKAWA)

(京都府立大学公共政策学部公共政策学科)

キーワード：農業、6次産業化

1.はじめに

1-1 研究目的

農家の所得低下が課題となる中で、農林水産省は、6次産業化で農業の規模を拡大することによって、農林漁業者の所得の向上が実現している。本研究では6次産業化による農家の所得向上のために、行政がどのような形で支援をするべきなのかについて調査・考察を行った。

1-2 先行研究・研究方法

大泉一貫は、6次産業化は農家の自家販売であり、加工・販売経験のない農家が独力で段階を踏まず事業をはじめるこになり、加工・販売が独りよがりなものになってしまうという問題点があると指摘する。(大泉 2017、pp213-217) これに対し鈴木孝一と鈴木信貴は、定量分析により2次や3次部門を専門とするアドバイザー やコーディネーターをグループ内に取り込む取り組みと、6次産業化開始前と比べた売上高の伸び率との間に相関関係があることを明らかにした。(鈴木孝、鈴木信 2019)

国は6次産業化支援の一環として、6次産業化サポートセンター事業を各都道府県単位で行っており、その中に様々な知見をもつ民間の人材を事業者に派遣し支援にあたるプランナー制度がある。本研究ではこの制度が有効なのではないかと考え、の中でも豊富なプランナーを多く登録している滋賀県の制度に着目し、農業振興課の職員及びプランナーにヒアリングを行い、6次産業化支援の現状を調査した。また滋賀県の支援により6次産業化に成功している事業者である、滋賀県の古株牧場とはしりファームにヒアリングを行い、6次産業化について事業者側からの視点から調査した。

2.先進事例・ヒアリング調査

2-1 滋賀県 農業振興課・プランナー

滋賀県のプランナー制度は、支援対象として選定した事業者に、経営、商品・メニュー開発、販路開拓など様々な知見をもつ民間のプランナーを派遣するという仕組みである。滋賀県ではプランナーと事業者の選定を、学識経験者等を含む地域検証委員会が担っている。

農業振興課の職員と古株牧場に携わった経験のあるプランナーにヒアリングを行ったところ、滋賀県で支援しているのはデザインやメニュー・商品開発が多く、経営面のアドバイスをすることは少ないということが分かった。プランナーの派遣回数、時間には制約があり、その期間内で経営のアドバイスを行うのは困難であるというのが職員の見解であった。

2-2 古株牧場

古株牧場は滋賀県蒲生郡竜王町にある牧場である。畜産・酪農・稻作と幅広い事業を手掛けていることが特徴である。2019年には農林水産大臣賞の6次産業部門、翌年には農林水産杯天皇賞多角経営課部門を受賞している。

稻作分野においては、デザイン・販路開拓・他地域との連携といった面で行政の仲介や専門家の助言を受けたことで、びわこバレーや全国のアンテナショップへの販路拡大、新潟県のリゾット米農家との技術連携とそれによる新商品の販売の開始が実現した。プランナー制度利用によるネットワーク形成とノウハウ移転が、販路拡大や新商品の開発につながっている点は、制度の効果が明確に表れた部分である。

一方酪農分野においては、6次産業化という概念が一般的になり制度的に広まる以前から、廃棄予定の牛乳をソフトクリームとして商品化するなど、経営者自身の創意工夫によって高付加価値化を実現していた。また、家族の一人がフランスでチーズ製造技術を学ぶなど、技術習得への積極的な投資が熟成チーズ製作へと結びついた。これらは制度に頼らず、経営者の意欲と長期的な視野による自律的な経営努力が成果をえた好例といえる。加えて古株牧場においては、必ずしも行政による酪農と稻作の両分野の横断的なコーディネートは十分に行われていないのが実態であることも分かった。

2-3 はしりファーム

はしりファームは滋賀県栗東市にある農園である。江戸時代から続く農家であり、現在は米、果実、葉物野菜などの栽培のほかカフェの経営、ブルーベリーの収穫体験などの観光農園事業、自ら所有する山での林業などを行っている。

はしりファームは主にカフェ運営についてプランナー制度を利用した。複数の分野の異なるプランナーから、自家製のブルーベリーなどの産物を使用した新規メニュー・商品の開発やパッケージデザイン、内装や販促についての助言を受け、実行したことが売り上げの向上につながった。はしりファームが成功した要因で最も大きい点は、カフェと観光農園を組み合わせた経営を行っていることである。ここで観光農園に訪れた顧客がカフェに滞在することで消費を行うという「体験+飲食+販売」という複合モデルが成立する。しかし、カフェの個別の課題に対して各プランナーが解決に当たっているが、カフェ運営や観光農園、林業を含めたはしりファームが持つ資源全体を踏まえた一貫した経営への支援は現行のプランナー制度には欠けている。

2-4 プランナー制度の利用について

ヒアリングの結果、プランナー制度を利用するにあたって事業者が抱く懸念点として、プランナーの派遣時間・回数が短いこと、民間のプランナーが安易に情報を開示しない可能性があることが挙げられることが分かった。またヒアリングを行ったプランナーは、登録されたプランナーは必ずしも事業者の利益を最大化するように活動しない可能性があるとしていた。

3. 研究結果・考察

3-1 研究結果

以上の調査から3点のことが分かった。1点目は、現状のプランナー制度では、デザインやメニュー・商品開発の支援が多く、経営面のアドバイスをすることは少ないということである。古株牧場の事例からも分かるように、このことは経営の全般的で分野横断的な支援は行われていないのが実態であることを意味する。2点目は、上記の先進事例の成功には行政が寄与している部分と寄与していない点があるということである。特に古株牧場では、稲作部門は行政の支援によって成功している一方、酪農部門は事業者による経営努力による部分が大きいといえる。3点目は、プランナー制度を利用した上記の事業者はプランナー制度に2-4に示したような懸念点を抱いているということである。

3-2 考察

プランナー制度は、事業者側が抱える部分的な課題点に対してはある程度の効果を發揮している。古株牧場の稲作分野、はしりファームでも、販路やデザイン面、メニュー開発での支援を通じてその成果がうかがえた。しかし、支援の内容は個別的な分野にとどまっており、経営全体を見据えた総合的な助言までは行われていない。その背景として、現行の制度ではプランナーの派遣回数や派遣時間に制約があり、長期的かつ包括的な伴

走支援が難しいという課題がある。そのため、個別の課題支援に加えて経営全体を見据えた支援体制の整備が求められると考える。特に古株牧場においては、行政が酪農と稲作の両分野を横断的に見渡し、経営全体に対する戦略的なコーディネートが十分にできていない点は課題である。分野ごとの成功を経営全体の相乗効果へと発展させる仕組みが整えば、より持続的な地域産業モデルへと成長できる可能性が高いだろう。

4. 政策提言

6次産業化サポートセンター事業の根本である国、そして滋賀県をはじめとする6次産業化支援のプランナー制度を展開する各自治体に、6次産業化支援のプランナー制度を伴走型のトータルコーディネートが可能な制度とすることを提言する。これを実現させるためには、まず2-4に示したような事業者側の懸念点の解消に努めることが必要である。そのためには、ある程度長時間の派遣が可能で、事業者の利益の最大化に努めることを保証できるプランナーを選定していくことになるだろう。これによって事業者側はプランナーを信頼しながら事業の運営・強化にあたることができる。またプランナーの時間的制約を緩和することは長期的かつ包括的な伴走支援の実現には不可欠である。

また、プランナーによる支援分野には偏りや重複が生じる可能性がある。それを改善するべく、行政が全体を把握し、支援が必要なのに欠けている分野に対して新たな支援策を講じるよう調整を図ることによって、トータルコーディネートが実現し、事業者の成功へとつながると考えられる。

参考文献

- (1)『2025年 日本の農業ビジネス』21世紀政策研究所編 第6章 大泉一貫 2017年 講談社現代新書
- (2)鈴木孝一・鈴木信貴「農業における多角化経営(6次産業化)の分析」2019年
- (3)農林水産省 6次産業化の考え方(まとめ)
<https://www.maff.go.jp/tokai/keiei/renkei/6ji/other/attach/pdf/index-5.pdf>
- (4)農林水産省 行政機関における6次産業化の支援施策と支援機関
<https://www.maff.go.jp/tokai/keiei/renkei/6ji/other/attach/pdf/index-2.pdf>
- (5)滋賀県ホームページ
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/318263.html>
- (6)滋賀県報知新聞
<http://shigahochi.co.jp/info.php?type=article&id=A0040100>

※(3)(4)(5)(6)いずれも2025.10.19最終閲覧

学校給食の企業向け販売モデルに関する検証

- 学校給食を「出口」から捉え直す -

佛教大学社会学部公共政策学科原田ゼミ 1組

○渡邊 晴仁 (WATANABE Haruhito)・稻葉 楓華 (INABA Fuka)

・森島 優 (MORISHIMA Suguru)・森田 祥央 (MORITA Sho)

・八木 幸太郎 (YAGI Kotaro)・行平 梨央 (YUKIHIRA Rio)

(佛教大学社会学部公共政策学科)

キーワード：学校給食制度改革、企業向け給食販売モデル、法制度と規制緩和

1. はじめに：背景と政策アイデアの着想

私たちが学校給食に着目したきっかけは九州某市で「学校給食に唐揚げが一個しか提供されなかった」というニュースだった。この出来事は、学校給食が児童生徒の栄養バランスを保ち健全な発育を促す重要な役割を担っているにもかかわらず、その中身が物価高騰によって圧迫されている可能性を示唆していた。他方で、家庭の負担軽減や子育て支援の一環として全国的に「給食無償化」の動向が進み、京都市の小学校でも2026年度から給食無償化が実施される見通しではあるが、無償化分を補填する財源が必要になるだろう。小学校だけではない。京都市の市立中学校ではこれまで生徒が弁当持参も選択できる「選択制給食方式」がとられてきたが、2028年度からの「全員制給食」導入方針が決定され、小学校同様に将来的な給食無償化も視野に入れられている。この制度変更だけでも今後の給食事業にかかる財政負担や資金調達が懸念される。

この懸念を京都市としても座視してきたわけではなくさうである。たとえば、同じ2028年度から稼働する大規模給食センターを建設し、それが市立中学校向けの給食の調理・配送・衛生管理を一元的に担うことで合理化を図る、かつ、その運営も含めてPFI事業形式で民間企業に委託することでコスト削減効果が期待されている模様だ。その受託企業の連合体も今夏に選定済みである。たしかに民間委託は効率化やコスト削減を目的とする政策手法の王道でもあり、京都市のこのPFI事業も学校給食調理事業へのその適用例だろう。

しかし、私たちはそれだけではない民間企業の関わり方を通じた学校給食の制度設計があるのでないかと考えた。そこで着想したのが「学校給食を民間企業にも販売するモデル」である。これは、給食の調理という言わば「入口」で民間企業が関わるだけでなく、給食の販売先という「出口」の局面でも民間企業が関わる仕組みである。学校給食を民間企業の社食等としても販売可能とし、発生する売上を給食事業資金に組み込めば事業の安定性にも寄与するだろう。コスト削減だけに依存せず、新たな財源確保も組み込む政策手法だ。

2. 仮説とのその検証方法

前提となる確認的な仮説は、全員制給食導入が従来の選択制と比較して運営コストの増加を招き、このコスト抑制を目的として大規模給食センターPFI事業が構想されたのだろうというものである。中核的な仮説は、私たちが政策アイデアとして着想した「学校給食を民間企業にも販売するモデル」は制度的にも妥当性があるということ、また、学校給食は栄養バランスに優れ、衛生管理も徹底されているため、民間企業の福利厚生の一環として提供すれば一定のニーズもあるというものである。仮説の検証方法として採用したのは次の2つである。①京都市学校給食実務担当者（京都市教育委員会体育健康教育室）へのヒアリング調査。全員制給食の運営コストに対する認識、民間企業への学校給食販売という政策アイデアへの見解を尋ねる。②京都市内民間企業への学校給食ニーズのアンケート調査。学校給食サービス利用意向、社員食堂の有無、1食あたり支払可能額等を尋ねる。

3. 調査結果

3.1 教育委員会ヒアリング調査の結果

2025年9月26日10時から1時間あまり、学校給食事務担当部署の京都市教育委員会体育健康教育室を私たち6人で直接訪問してインタビューを行った。その成果を三点以下に記す。

第一に、中学校への全員制給食が財政的に圧迫要因となることはその通りとの回答を得た。京都市の学校給食費は、主に食材の原材料費のみを保護者から徴収し、調理人件費や設備費、光熱費などその他の経費の大部分は市の税金や補助金で賄っているが、全員制給食かつ無償化導入となると、市の財政状況を考慮すれば、持続的な運営体制を確保することは容易ではなく、せめてコスト削減効果も期待して大規模給食センターPFI事業も進められているとのことであった。この点で、上記の確認的な仮説は支持された。

第二に、「学校給食を民間企業にも販売するモデル」には国の法令等で制約があるとの回答を得た。ヒアリング現場では詳しい法令の文言を確認できなかつたが、後に法令調査を精密に行うと、とり

わけ学校給食法（昭和29年法律第160号）の目的規定（2条・3条）にて学校給食は「児童生徒の健全な育成を目的とする教育活動の一環」で、その対象が「義務教育段階の児童生徒」との規定があるゆえに、学校給食の成人への提供や民間企業への販売も困難と解釈されている実態が見えてきた。この点では、「学校給食を民間企業にも販売するモデル」は制度的にも妥当性があるとの仮説は支持されなかつた。それゆえに私たちの政策アイデアの提案にも想定外の工夫を要することになる。

第三に、ヒアリング現場で教わった、法令も絡む実務上の難点は、学校給食には「調理後2時間以内に喫食」可能でなければならないとするルール（文科省による「学校給食衛生管理基準」および「京都市学校給食衛生管理マニュアル」）の存在である。そのため、仮に民間企業への学校給食が販売可能だとしても、調理した給食の配送順では、2時間縛りがある学校が優先され、民間企業には学校よりも新鮮度で劣る食事の提供となりがちとなることが支障だと認識した。しかし、そうであれば、通年事業ではなく、学校の長期休業である夏休みなど期間限定事業として、学校給食の企業向け販売サービスを展開するならば、これはクリアできそうな論点だとも気づくことができた。

3.2 京都市内企業へのアンケート調査結果

2025年9月19日～10月3日の回答期間で京都市内企業60社にGoogleフォーム形式でアンケートを実施した。回収率は約33%（20社）。回答企業の65%（13社）が「企業向け給食サービスを利用したい」と回答した。特に社員食堂を持たない中小企業では約70%が「導入を検討したい」と答えており、福利厚生としての需要が高いことがわかつた。一方、社員食堂を既に有する企業では、既存サービスとの重複やコスト面の懸念から導入意向は低かった。また、1食あたりの支払可能額は500円～700円が多数を占め、一般的な社員食堂の水準と同等だった。自由記述では「栄養バランスが保証されている点に魅力を感じる」

「弊社は子ども向けの慈善活動もしており子どもたちと同じ昼食をとれることはよい経験になる」など肯定的意見がある一方、「配送体制や衛生管理への不安」「アレルギー対応やメニューの柔軟性が不明」との懸念も示された。

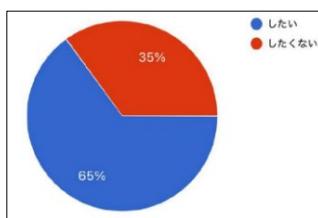


図1 給食サービス利用意向

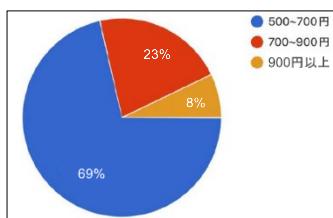


図2 支払い可能額

これらを総合すると、民間企業側にも学校給食販売サービスに一定のニーズがあり、この点での私

たちの仮説は支持されたと言える。

4. 政策提案

政策提案は「学校給食を民間企業にも販売するモデル」の導入である。調査結果を踏まえて、法改正を行う場合と、現行の法制度の枠内で実行に移す場合とに分けて、具体的方法を以下に記す。

4.1 法改正を伴う場合

現行の学校給食法の第2条の文言は「児童及び生徒に対して、適切な学校給食を実施することにより、その健全な心身の発達を助け、かつ、食に関する正しい理解と望ましい食習慣を養うことを目的とする」と規定されている。この規定ゆえに学校給食の企業販売は「目的外使用」に該当するおそれがある。そこで、法的にも可能とするためには、この条文に次の文言加筆を提案する。「併せて、地域社会や企業における食育の推進及び安全で持続可能な食の提供体制の確保に資することを目的とする」。これにより、学校給食センターが公の施設として地域の給食供給拠点になることを明確に法的に位置づけることができる。法改正はハードルも高いため、実際には構造改革特区制度を用いた京都市限定での学校給食法関連の規制緩和申請を行うのが現実的だろう。併せて京都市の上記PFI事業仕様内容も改める。

これらが成就したうえで、価格設定、配送体制、衛生管理、メニュー設計などを含む具体的なスキームを構築し、民間企業にとって利用しやすい仕組みを整えて事業化する。大規模給食センターからB2B形式で近隣企業向けに学校給食と同じものを配送販売し、売上を收受する。仮に2時間縛りが残った場合でも、配送は学校配達と分離した専用ルートを確保し、納品時間・温度管理の厳格化で対応可能だ。「学校栄養士監修」の「給食ブランド」とともに健康訴求パッケージと栄養表示を強調する工夫や、将来的には、学校給食の週替わりメニューを企業向け定期配食サービスに転用して、学校のメニュー周期（栄養バランス設計）を活かし、社員食堂の健康プランや定期配食サブスクとして販売することも視野に入れたい。

4.2 現行の法制度の枠内で実行に移す場合

学校休業期間に「地域連携型食事提供事業」として企業・病院・高齢者施設など地域団体へ給食を安価に提供する「副次的事業」として制度設計すれば、現行法制度の枠内で実行可能だろう。実際、災害時非常食や地域イベントの地元食材PRでの学校給食提供事例も例外的に存在する。ただ、教育目的を損なわない範囲に限定し、収益は「給食安定化基金」に積み立てる等の配慮を要する。

参考文献

- (1) 富田裕加里・保木本利行 (2021) 「学校給食合理化の中で食育推進をはかるには」『山形大学紀要』18-4 pp. 265-85.
- (2) 京都市 (2024) 「京都市学校給食衛生管理マニュアル」.

子ども医療助成制度と社会増減 - 京都市を対象としたパネルデータ分析 -

観光オフサイド

○木村陽 (KIMURA Yo)・岩本貴來 (IWAMOTO Takara)・佐々木蒼空 (SASAKI Sora)
・杉山広樹 (SUGIYAMA Hiroki)・田中智樹 (TANAKA Tomoki)

(龍谷大学経済学部現代経済学科)

キーワード：医療費、人口転出、パネルデータ分析

1.はじめに

1.1 背景

近年、全国的に地方都市で人口流出が進行し、都市圏でも人口増加から減少局面へと移行している(神田・兵庫・中谷, 2020)。京都市でも中心部から周辺自治体への人口移動がみられ、特に若年層・子育て世代の転出超過が課題となっている。若年層の流出は、地域経済の活力低下やコミュニティの維持困難化など、社会的影響も大きい(田村, 2021)。こうした状況を受け、各自治体では若年層や子育て世代の定住を促す政策として、子育て支援策の拡充を進めている。京都市でも令和5年から、子供の医療費負担金を引き下げる制度拡充が行われた。

1.2 目的

本研究の目的は、各自治体における子育て支援対策が人口移動に与える影響を明らかにすることである。少子化や若年層の流出が進む中、多くの自治体では政策の拡充が行われているが、著者らの調べた限り、その実際の効果について検証されている先行研究は確認されなかった。

1.3 位置づけ

先行研究では、保育施設の整備や教育環境の充実、住宅支援などが若年層の定住に寄与することが指摘されている(柄澤ら, 2024)。しかし、医療費助成制度の効果を数量的に検証した国内の研究は、先行研究の範囲を調査した限り確認されなかった。したがって、本研究では京都市を中心とする自治体群を対象に、子ども医療費助成を通じて、都市部における人口定着策の有効性を明らかにする点で新規性を持つ。

2. 分析

2.1 分析目的

本研究では、子育て支援の中でも「子ども医療費助成制度」に着目する。助成対象年齢の拡大や自己負担額の引き下げ制度の拡充が、社会増減にどの程度寄与しているかを定量的に検証する。ここで「社会増減」とは、転入者数と転出者数の差を指し、出生・死亡による自然増減を除いた人口変動を意味する。若年層・子育て世代の流出抑制策としての子どもの医療費助成制度の有効性を明らかにすることを目的とする。

2.2 分析方法

本研究では、京都府および隣接する大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県の5府県を対象に、2021年から2023年の各自治体のデータを用いて固定効果モデルによるパネルデータ分析を行う。子ども医療費助成における対象年齢の範囲や自己負担が社会増減率にどう影響しているか定量的に分析する。分析には自治体ごとの固有的な特性および年ごとの全国的な共通要因を統制できる2方向固定効果モデル(two-way fixed effect model)を採用する。

分析モデルは以下のとおりである。

$$Y_{it} = \beta_0 + \beta_1 Tar_{it} + \beta_2 co_{it} + \gamma_k X_{it} + \mu_i + \lambda_t + \varepsilon_{it}$$

i :市町村 t :時点 Y_{it} :被説明変数 Tar :子ども医療費助成対象年齢 co :自己負担額 X_{it} :制御変数 μ_i :個別効果 λ_t :時点効果 ε_{it} :誤差項

2.3 データ

分析に用いる変数の定義と出典は表1のとおりである。

子ども医療費助成制度の対象年齢を表すダミー変数を作成した。12歳未満を対象とする自治体を基準都市、15歳未満を対象とする場合に1を取るダミー変数および18歳未満を対象とする場合に1を取るダミー変数を設定した。

表1 使用データの出典と定義

変数	単位	変数の定義	出典
被説明変数			
社会増減率	%	各年度の社会増減／各年度の人口	住民基本台帳
説明変数			
子ども医療費助成対象年齢		各自治体が子ども医療費の助成を何歳まで対象として行うか	各地域ホームページ
自己負担額	円	通院時に個人が負担する医療費	各地域ホームページ
制御変数			
人口密度	人/km ²	各年度の人口／市町村面積	総務省
地価価格	%	土地1m ² 当たりの	国土交通省

		値段	
一般病院数	個	病床数が 20 床以上の専門領域を持たない医療機関数	厚生労働省
教育機関数	個	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	文部科学省

3. 分析結果

表 2 パネルデータ分析結果

被説明変数：社会増減率	
説明変数	係数（標準誤差）
dummy_15	0.0002922517 (0.00216714)
dummy_18	0.0003592709 (0.00231615)
自己負担額	-0.0000085500* (0.00000337)
人口密度	-0.0000022033 (0.00001372)
地価価格	0.0000000403 (0.00000100)
一般病院数	-7.0638914820 (30.40815019)
Adj R2	0.739429
サンプルサイズ	504

注：() 内は標準誤差である。***、**、*はそれぞれ有意水準 1%、5%、10%で統計的に有意であることを表す。

社会増減率を被説明変数とするパネルデータ分析の結果は表 2 のとおりである。自己負担額が 10% 水準で有意となり、1 円の増加により社会増減率が 0.0000085 減少することが示された。他の変数は統計的に有意ではなかった。このことから、医療費助成は「対象年齢の拡大」よりも「自己負担の引下げ」が居住継続意識に影響している可能性が示唆される。以下では、京都市を事例に自己負担の引下げ効果を検討する。

4. 政策提言

本分析を踏まえ、京都市における子ども医療費の自己負担を 15 歳未満まで無償化する政策を提案する。京都市は現在、12 歳以下は 1 回 200 円の定額負担、13 歳から 15 歳は医療費の一部を償還払いと負担している。12 歳以下および 13 歳から 15 歳未満の人口に各年齢層の自己負担額を乗じて合計し、15 歳未満人口で除した結果、1 受診当たり平均自己負担額は 482 円と推計された。前節の分析結果をもとに試算すると、この 482 円を

無償化した場合、社会増減率は、平均自己負担額 (482 円) $\times 0.0000085500 = 0.41\%$ 改善すると見込まれる。これによる京都市の政策投資額の合計は、15 歳未満人口 (148776 人) \times 平均自己負担額 (482 円) * 平均受診回数 (6.69 回) $= 4$ 億 7974 万円になる。これは、子ども医療費及び母子家庭医療費支出 (約 32 億 2932 万円) のおよそ 14.9% に相当する。この政策費用は、自己負担額無償化政策による社会増減の改善により増加する市民税で賄うことが可能である。京都市の転出抑制効果が、京都市人口 (1437377 人) \times 社会増減率 (0.41%) $= 5,924$ 人と推計され、納税義務者が総人口の約 44% を占めると踏まえると、新たに 5924 (人) $\times 0.44 =$ 約 2,607 人の納税義務者が増加すると見込まれる。それにより市民税は約 6 億 1265 万円増加し、政策を行う上での財政負担の約 128% を回収可能である。また人口増加に伴い、固定資産税による税収増加も見込まれる。

5. まとめ

本研究は、医療費助成の自己負担額が社会増減率に及ぼす影響を実証的に検討し、京都市での 15 歳未満無償化を提案した。結果として社会増減率は 0.41% 改善し、その費用も市民税増収で賄える可能性が示された。しかし、子育て世代の転出抑制には教育要因や労働環境など複数の要因があるため、今後は他要因を含めた総合的な分析が必要である。

参考文献

- 田村友理奈(2021)「人口減少社会化における地域の在り方」『香川大学経済政策研究 17 号』 p90-112
- 天沼早紀(2023)「行政サービスに対する市民満足度が転出行動にもたらす影響」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第 63 号 p. 1-54
- 柄澤輝輝・大久保孝祐・小澤咲・酒井沙菜・高木彩花・中村心美・中村勇太・前田裕奈・有年智哉・有賀水咲・土屋勇介・山田侑生(2024)「子育てしやすい環境構築するための要因分析」『ISFJ 日本政策学生会議』
- 神田兵庫・磯田弦・中谷友樹(2020)「人口減少局面における日本の都市構造の変遷」『季刊地理学』第 72 号 p. 91-106
- 総務省(2025)「住民基本台帳人口移動報告 2024 年結果」
<https://www.stat.go.jp/data/idou/2024np/jissu/pdf/gaiyou.pdf> (参照日 : 2025 年 8 月)
- 総務省統計局(2025)「e-Stat 政府統計の総合窓口」
<https://www.e-stat.go.jp/> (参照日 : 2025 年 10 月)

高齢者労働とミスマッチ

同志社大学商学部溝渕ゼミ K 班

○ 斎田 尚 (HIKITA Nao) ・ 黄 智厚 (HWANG Jihu) ・ 田村 昂樹 (TAMURA Koki) ・
大山 光希 (OYAMA Mitsuki)
(同志社大学商学部商学科)

キーワード：少子高齢化、ミスマッチ、労働

1. はじめに

日本は急速な少子高齢化の進行により、労働力人口の減少という深刻な課題に直面している。総務省の統計によれば、15~64 歳の生産年齢人口は年々減少傾向にある一方、65 歳以上の人口割合は今後も継続的に増加すると見込まれている。このような社会構造の変化の中で、高齢者を労働市場においてどのように活用していくかが、持続的な経済発展の鍵となっている。

2. 現象分析

高齢者の労働参加を促進し、社会全体の労働力不足問題を解決していくためには、いくつかの前提条件を確認する必要がある。第一に、高齢者自身がどの程度「働く意欲」を持っているか。第二に、産業別における労働需給の「ミスマッチ」がどの程度存在するか。第三に、高齢者が働くうえで「何が重要なのか」という価値観の把握である。これらの要素を総合的に理解することが、今後の政策的・制度的な対策を考える上で重要となる。労働力不足への対応を進めるうえで、まず高齢者の意見を軽視してはならない。高齢者の労働に関する統計データを可視化した結果、多くの高齢者が「希望退職年齢」よりも早い段階で定年を迎えてることが明らかとなった。つまり、多くの高齢者は引き続き働く意欲を有しているにもかかわらず、年齢を理由に希望時期より早く労働市場から離脱している現状が確認された。

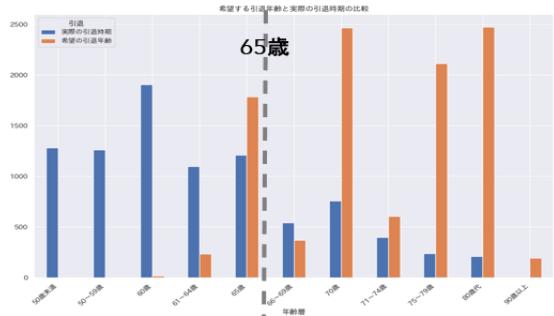


図1：高齢者の希望退職年齢と実際の退職年齢の比較グラフ

次に、産業別のミスマッチ状況を分析した。ここでいう「ミスマッチ」とは、産業ごとの有効求人

数と求職者数の乖離を示す指標である。有効求人数より求職者数が多い場合は、当該産業の労働市場が「飽和状態」にあることを意味し、逆に求職者数より有効求人人数が多い場合は「人手不足状態」であることを示す。本研究では9つの主要産業を対象に、各産業のミスマッチ指数を算出した（分析の際、飽和と不足の方向性を明確にするため、絶対値は使用しなかった）。その結果、事務職では求職者の過剰による「飽和状態」が見られ、一方でサービス業（特に介護分野）および建設業においては、有効求人人数が大きく上回る「人手不足状態」であることが確認された。

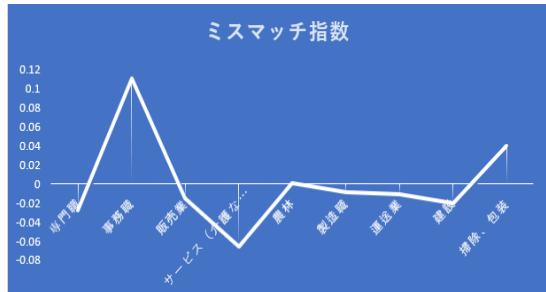


図2：主要産業別ミスマッチ指数の比較グラフ

$$\text{ミスマッチ指標} = \frac{1}{2} \sum_{i=1}^N | \frac{U_i}{U} - \frac{V_i}{V} |$$

U_i : 区分 i の求職者数 U : 求職者総数
 V_i : 区分 i の求人人数 V : 求人総数

図3 ミスマッチ指標の計算式

これらの結果から、産業によって高齢者が参入しやすい分野とそうでない分野が明確に分かれていることがわかる。今後は高齢者の意欲と産業別の労働需要を効果的にマッチングさせる仕組みの構築が求められる。最後に、65歳を過ぎても高齢者が安心して働き続けるために必要な条件について考察する。現実的にみれば、労働力不足という課題を理由に、十分な対策なしで高齢者労働を単純に拡大することは望ましくない。したがって、高齢者が継続的に就労するために必要とされる要素を明確に把握することが重要である。以下は、厚生労働省が公表した「65歳以上の高齢者を雇用する際に、企業が重視している要素」に関するデータの一部である。多くの企業は、高齢者の雇用を継続する上で最も重要な要素として「心身の

健康状態」を挙げている。これは、加齢に伴う体力・集中力の低下や健康リスクが、労働の継続を阻む主要な要因となり得ることを示している。

	60歳代前半層の従業員の活用推進の課題	65歳以降従業員の雇用確保の課題
本人のモチベーションの維持・向上	63.2	52.9
本人の健康	61.8	67.6
担当する仕事の確保	44.5	46.7
本人の能力の維持・向上	40.8	42.9
社内の従業員の年齢構成のバランス	40.2	35.3
会社全体の人員費の増加	29.9	26.4
管理職と60歳代前半層の従業員との人間関係	24.3	
管理職と65歳以降の従業員との人間関係		18.1
管理職以外の従業員と60歳代前半層の従業員との人間関係	17.6	
職場環境の整備		14.3
職場環境の整備	12.2	12.3
家族の健康	10.5	13.3
その他	1.0	1.4
特になし	2.6	

図3：企業が65歳以上の高齢者を雇用する際に重視する要素

したがって、高齢者の労働参加を持続的に推進していくためには、健康面の維持・改善を支援する制度的環境の整備が不可欠である。加えて、勤務時間の柔軟化や職務内容の再設計といった取り組みを通じて、心身への負担を軽減しながら高齢者がその経験と能力を活かせる労働環境を構築する必要がある。

3. 先行制度

日本における高齢者の就労支援は、急速な少子高齢化の進行に対応する形で、2000年代以降に多様な制度的枠組みが整備されてきた。特に2004年施行の「高年齢者雇用安定法」は、企業に対して定年の引き上げや再雇用制度の導入を義務付けるなど、高齢者の雇用機会確保を目的としてきた。この制度により、多くの企業で60歳以降の継続雇用が一般化し、65歳までの就労を希望する高齢者の受け皿が一定程度形成された。一方で、これらの再雇用制度は「同一企業・同一業務での契約更新」に留まる場合が多く、高齢者の健康状態やスキル、職業適性を十分に考慮したマッチングが行われていないという課題も指摘されている。また、定年後の働き方に多様性を求める高齢者が増加する中で、官民連携による新たな雇用支援の仕組みが模索されてきた。しかし、産業全体における人材の偏在やミスマッチを是正するには依然として限界があり、より実効性のある制度設計が求められている。

4. 政策提案

「ヘルス＆スキルパスポート制度」は、高齢者のもつ「健康（Health）」と「技能（Skill）」という二つの要素を可視化し、社会全体で共有することで、新たな働き方を実現することを目的とする。名称には、高齢者が自らの能力を「パスポート」として提示し、再び社会の一員として活躍できるという意味を込めた。

4-1. 政策の概要

本制度は、厚生労働省を中心に、医療機関・自

治体・企業の三者が連携して運用する。対象となる高齢者は、年1回の健康診断やスキル調査を通じて得られたデータを「ヘルス＆スキルパスポート」に登録し、個人マイページを通じていつでも更新できる仕組みとする。登録される情報は主に二つの軸から構成される。第一に、健康軸では体力測定・歩行速度・血圧・認知機能などの生理的データを可視化し、AIが作業負荷との適合度を自動算出する。第二に、スキル軸では資格・職歴・過去の勤務形態などを整理し、企業側の求人要件と照合することで、産業別・地域別のマッチングを可能にする。さらに、企業はこのパスポート情報を活用して、高齢者に適した勤務時間や業務内容を柔軟に設計（ジョブ・リデザイン）できる。政府はこの制度を利用して高齢者を雇用した企業に対し、「継続雇用助成金」や「デジタル適職化補助金」などの財政支援を連動させ、制度利用を促進する。

これにより、高齢者本人・企業・行政が同一プラットフォーム上で情報を共有し、健康と雇用の両立を支えるデジタル基盤が整備されることを目指す。

4-2. 期待と効果

本制度の導入により、健康とスキルの両面から高齢者の適職を明確化でき、産業間のミスマッチ緩和が期待される。特に、介護・建設などの人手不足業界において、身体的負担の少ない補助業務や管理・安全監督職への就労が可能となり、労働市場の流動性が高まる。また、健康状態に応じた働き方が実現されることで、高齢者の就労意欲が持続し、長期的な雇用安定にもつながる。結果として、本制度は「ミスマッチの是正」と「高齢者労働力の活性化」を同時に推進する新たな社会基盤となると考えられる。

参考文献

生命保険文化センター『高齢期に関する調査』
<https://www.jili.or.jp/research/elderly/1295.html>
 (参照日：2025年9月20日)

労働政策研究・研修機構（JILPT）『UV分析関連指標（「労働統計年報2023」第8章）』
https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/kako/2023/documents/useful2023_08_p115-133.pdf
 (参照日：2025年10月7日)

厚生労働省『高年齢者の雇用・就業の現状と課題I—高年齢労働者の増加—』
<https://www.mhlw.go.jp/content/1170000/001535855.pdf>
 (参照日：2025年10月11日)
 e-Stat(総務省統計局)『一般職業紹介状況(職業安定業務統計)～令和7年8月～』
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450222&tstat=000001020327&cycle=1&tclass1=000001233562&stat_infid=00040355039&tclass2val=0 (参照日：2025年9月20日)